

やればできる

ヤングパワー防犯灯を

清潔で、明るく住みよい環境を……と、老方下通部落は、このほど青年たちが中心となり、部落の二十カ所に防犯灯をとりつけた。

六十一戸を数える同部落は、大きい割に街灯が少なく、事故防止、防犯両面で不安が大きかった。

自分たちの生活環境は、できるだけ自分たちの力で改善を……と考えた青年たちの一部は、防犯灯を……という提案にはみんなが大賛成。

一灯七千五百円の水銀灯は二十灯分で十五万円にもなる不安と期待の中で寄付金集めが始められた。理解ある部落民の善意は、目標額を大きく越えて二十万円を突破。いま、住民の願いがこもった水銀防犯灯は、部落のすみずみを明るく照らし、まるで不夜城のよう。

やればできる。パワーを結集した青年たちは、大きな自信をつけて、自分たちの環境整備に新たな意欲をわかせている。

第2回臨時会

予算

中学校にクラブ室

助役に小松民三郎氏

県林業公社と造林契約をすることなど、報告案件一件をふくむ五案件を審議する第二回東由利村議会臨時会は、四月十三日、役場に招集され、全案件を原案どおり承認・可決して同日昼すぎ閉じた。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたものである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

▼村税条例の一部を改正する条例の制定（専決処分）について承認を求める。

地方税法の一部を改正する法律、および関係政・省令の改正が、本年三月三十一日に公布されたことに伴い村税条例の関係部分を改正し四月一日から施行する必要にせまらる専決処分にしたのである。

そのおもな内容は、障害者・未成年者・老年者・寡婦の個人村民税について、非課税となる所得の限度額を現行の三十五万円から三万円引きあげ三十八万円とした。これによつて年間所得が三十八万円以下の前記該当者には村民税がかからないことになった。

東由利村報

No. 178

1972・5・1

発行 秋田県東由利村役場 印刷 KK本間印刷所
毎月1日発行（1部8円）昭和42年7月21日第三種郵便物認可

山火事を防ごう

山火事が多発しています。たばこ、たき火の後しまつは、大じょうぶですか。念には念を、もう一度。火入れには必ず許可を。

固定資産税

一二七万円減税

第1回 議会定例会
第一回東由利村議会定例会は三月十一日役場に招集され、同日午後二時から十二時三十分まで十二年度にわたる昭和四十七年度の村一般会計予算など、報告案件二件をふくむ二十五案件を審議決定した。

以下、おもなものをピックアップしてみる。

▼ごみ処理・広域加入。本荘市・由利町・大内町・西目村で組織していた広域ごみ処理組合に加入、本村をふくめて一市五ヶ町村の組織となった。

施設は、本荘市二十六木地区に建設中、事業開始は四十八年度からの予定。

▼村税条例の一部改正。固定資産税の税率を前年度

の税率を前年度



「文書の発送が多い……」と意見をのべる大琴部落長

村政は住民と直結

村長、部落長会で表明

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために

▼秋田県林業公社と造林契約すること。

四月二十三日、役場を会場に、昭和四十七年度の部落長会議が開かれた。

この会議は、村政をすすめて行く上で、いろいろ協力をお願いしなければならぬ部落長さんに、村政の大すじを理解してもらい、同時に、要望や意見を聞くために



○「たいせつなのは人間。和の補佐役として住民と行政の連帯感を一層深めるために誠実にやって行きたい」と決意のほどを語り、フアイトをのぞかせる。

○行政ではまったくの素人、と謙そんしながらも「キメ細かな行政は、正確

なデータに基づいてこそ実現できる。農家は生計費の八〇割を農業所得で確保できないと困る。そのための総合計画を樹立することも大切ではないか」

小松助役の横顔

豊かなキャリア

○「静かな口調の中にも思わす力がこもる。

○昭和二十年、航空教育隊を卒業。同二十四年旧

玉米農協へ勤務。以来二十三年間におよぶ農協生活。

方小）鎌田満助。（松崎崎小）伊藤舜司。（石沢小）佐藤ノリ。（袖山小）（任用）西村広恵。（老方小）（北内越小）鈴木清生。（宿小）今野儀工。（鎌田小）（法内小）斎藤トシ子。（講師）工藤健一。

▼法内小（出羽中）◎音原謙一。（蔵小）畑山栄子。（任用）斎藤恵子。（同）石橋明（講師）三森倫男。▼宿小（鷹の巣小）石井忠次。（仁鶴小）石井潤子。（鶴舞小）打矢弘。（同）熊谷敏子。▼東由利中（子吉中）松沢潤。（西目中）佐々木敏夫。（下川大内中）須田八重子。（南中）成田晴三。（同）畠山茉莉

（転入）小松正徳（横手工）小園俊輔（小坂高）。村上博子（二ツ井高）

▼転出 矢島高、戸田健一郎由利高、伊藤孝紀。横手工、西村伊生。

※（一）前任校。◎印校長。

大工賃 二千六百円に

村建設技能組合（小松竜一組合長、組合員八人）は、四月八日、新町会館で第十二回定期大会を開催、新年度予算、新労賃などを決めた。

それによると、組合員（大工、左官、板金、塗装工など）の実働八時間あたりの標準賃金を、前年の二千五百円より百円アップ、二千六百円にすることに決めた。

なお、同組合では一昨年から、休けい時、作業終了時の茶菓子や酒食の接待は辞退することにしている。

晩霜が……

注意報で対策を

三月十一日に発表された秋田地方気象台の長期予報も、五月上旬まで晩霜があり、中旬以降は高温・多湿による水不足、梅雨期から盛夏にかけては低温、秋には寒気のおとずれも早い見込み、と、ありがたないものばかり。

県では、当面の農作物に対する注意事項として、テレビラジオによる「霜注意報」でじん速な対策をとるよう、呼びかけている。

▽稲作：保温折ちゅう苗代では深水管理。場合によっては被ふくも。畑苗代では被ふく管理を十分に。稚苗移植栽培は立枯病が発生しやすいので苗箱消毒を徹底、夜間の保温対策としてコモなどの活用も▽野菜・果樹：被ふくや保温対策、果樹園では、ワラなどを燃やして温度の低下を防ぐなど。

村税（国保税をのぞく）の前納には報しよう金を差しあげます。

ハンコを忘れないで。

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

交通指導員

定員 五人

